



森林所有者の皆さまへのお知らせ

森林は水を蓄える働きや災害を防ぐ役割を担っています。このような重要な役割を果たす森林を県民全体で守り育てるために、森づくり事業では、手入れ不足のスギ・ヒノキ林の間伐などに必要な経費を助成しています。手入れができないままになっている森林をお持ちの場合は是非ご相談ください。

森林所有者

ご相談の際、必要な内容

- 1.住所・氏名・連絡先等
 - 2.森林の所在地、登記名義人
 - 3.森林の状況
(樹種・林齢・面積・現地の状況など)
- ※2,3は分かる範囲で結構です。

相談

所有する森林の所在する市町

森林・林業の担当窓口

事業の緊急度や必要な手入れなどを総合的に判断します。

事業決定

協定の締結

20年間の伐採制限などの協定を森林所有者と市町との間で締結していただきます。

事業を実施する者(事業実施主体)の決定

県や市町から認定する事業主の中から、森林の手入れを行う者を決定します。

事業着手

事業(森林の手入れ)の実施

事業完了

事業完了後、負担金の必要な事業については、事業実施主体へ負担金を支払います。

せっかく手入れした森林ですから、大切に管理をしてください。
(※スギ・ヒノキ人工林の間伐については、ヘクタール当たり1万円の所有者負担が必要です。)

間伐された人工林

野生生物のすみかにしないために緩衝地帯を整備

お問い合わせ

■事業に関すること

- 広島県森林保全課 〒730-8511 広島市中区基町10-52
- TEL(082)513-3694 FAX(082)223-3583
- ◎<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimanomorzukuri/>
- ◎<http://www.moridukuri.net> [ひろしまの森づくりネット]

■税の仕組みに関すること

- 広島県税務課 〒730-8511 広島市中区基町10-52
- TEL(082)513-2327 FAX(082)222-1041
- ✉ souzeimu@pref.hiroshima.lg.jp
- ◎<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>

事業の申し込み

広島市	農林整備課	082-504-2249	庄原市	林業振興課	0824-73-1124	熊野町	都市整備課	082-820-5608
呉市	農林水産課	0823-25-3338	大竹市	産業振興課	0827-59-2130	坂町	産業建設課	082-820-1512
竹原市	建設課	0846-22-7746	東広島市	農林水産課	082-420-0939	安芸太田町	産業振興課	0826-28-1973
三原市	農林水産課	0848-67-6081	廿日市市	農林水産課	0829-30-9148	北広島町	農林課	050-5812-1857
尾道市	農林水産課	0848-38-9473	安芸高田市	農林水産課	0826-47-4022	大崎上島町	建設課	0846-65-3124
福山市	農林水産課	084-928-1033	江田島市	農林水産課	0823-43-1642	世羅町	産業振興課	0847-22-5304
府中市	産業振興課	0847-43-7131	府中町	環境課	082-286-3244	神石高原町	産業課	0847-89-3337
三次市	農政課	0824-62-6163	海田町	都市整備課	082-823-9634			

森林を所有している方や森づくり活動に興味のある方へ

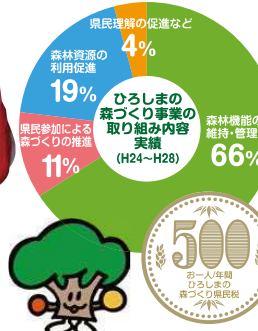


支えられて強くなる ひろしまの森づくり事業 のご案内



「ひろしまの森づくり事業」とは

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくため、平成19年から「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。



✎ 手入れが必要な森を整備

- ◎人工林対策
- 人工林の間伐
- 被覆木の片づけ など
- ◎里山林対策
- 里山林の除間伐
- 森林活動の支援 など

♡ 森づくりに参加

- 地域住民の皆さまが森づくり活動に参加できる機会の向上
- ✎ 手 ひろしま産の木材を利用
- 県産間伐材の利用促進 など

ひろしまの森づくり県民税

納める額	個人		法人	
	年額	500円	年額	5% 均等割額相当額

詳しくはwebへ [ひろしまの森づくりネット](http://www.moridukuri.net) 検索 www.moridukuri.net



ひろしまの森づくり事業を活用してください

森林を所有している方

Q1 自分の山がどこにあるのかわからない場合は、どうすればよいでしょうか。

A 森林の地番がわかると、おおよその位置がわかる場合があります。また国土調査などを行っている場合は、測量結果が保存されている場合があります。一度、ご相談ください。

Q2 相続したスギ林がありますが、将来その木を売るためには手入れが必要なのでしょうか。

A そのスギ林の林内が真っ暗であったり、根が見えるほど土が流出している場合は、間伐をして光が入るように手入れをすると、木が太り災害に強い森林になると言えます。一般的な木材生産では、木を売る(主伐する)までに2~3回の間伐を行います。



Q3 誰が山の手入れを行うことになりますか。

A 大きく分けて、2つの方法があります。

I. 自分で行う場合

木を切る技術をお持ちの方は、自分で切ることができます。自伐林業といって、自分で切った木を売って収益を得る方もおられます。また、木を切る技術の習得のための支援や、自ら木を切って売る取り組みへの支援、間伐にかかる経費に対し助成を受けられる場合があります。

II. 他の人に行ってもらう場合(自分でできない場合)



自分で木を切ることが難しい場合は、各地域には森林組合などの専門性のある事業者がありますので、そちらへ森林の管理や整備を委託することが一般的です。



里山を整備する様子



土砂流出防護柵

Q4 間伐を森林組合などに委託するには、どの程度の経費がかかりますか。

A その山の状況により異なります。例えば、地形的に難しい(急傾斜)場合や、立木の本数、間伐率(どの程度間伐するのか)によって費用が変わりますので、森林組合などから見積りを取ることが一般的です。

Q5 間伐にかかる経費に対する助成はありますか。

A 林業経営を行っている森林の間伐への助成制度(造林補助事業)と、手入れされず放置された森林への助成制度(ひろしまの森づくり事業)の2つの制度があります。ひろしまの森づくり事業は、右の対象森林について、1haあたり1万円の所有者負担で間伐ができる制度です。

対象森林

次の全ての条件を満たすスギ・ヒノキの人工林であることが要件です。
 ○植えてから16年以上60年未満のスギ・ヒノキの人工林
 ○過去15年間に一度も間伐などの森林整備が行われていない人工林(保安林*については10年間)
 ○分収林契約*を締結していない人工林
 ○原則、山腹の傾斜が30度以上かつ保全対象(道路、家、川など)からの距離が250m未満の人工林
*保安林:公益目的を達成するために、伐採や開墾に制限がかけられた森林のこと。
 *分収林契約:森林所有者と公社などの他者が契約を結び、木を育成、販売して収益を配分すること。なお、造林補助事業は、林業の振興を主目的とした施策に対し助成される制度です。



人工林の伐採



里山林の整備

まずは
ご相談
ください

Q 具体的にどこに連絡・相談すればよいでしょうか。

「ひろしまの森づくり県民税」や「ひろしまの森づくり事業」に関する制度の内容については、県の担当部署・各市町の担当部署どちらに連絡をいただいても対応できます。個別問題(「○○町の◆◆地区について」など)であれば、裏表紙の市町の林務担当部署に連絡し、「ひろしまの森づくり事業について相談したい」旨をお伝えください。

森林は所有していないが森づくり活動に興味のある方

Q6 自分の山ではないのですが、木を切してほしい森林があるのですが…。

A 木の伐採要望にはさまざまな理由がありますが、例えば、竹林が周囲へ広がって困っている場合や、山から頻繁にインシシが下りてきて農業被害が増えている場合など、個人的な問題を超越して地域の問題となっているようなケースでは、森づくり事業の対象となる場合があります。



竹林を整備する様子

Q7 景観を悪化させている木や危険な木を切りたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 「あの木を切れば眺望がよくなるのに」「あの枯れ木を切れば安全に登山ができるのに」など、自分の山ではないので、手が出せないとの足を踏んでいる方々がいるかと思えます。森づくり事業には「○○愛護会」「◆◆保存会」のような、団体を対象にした支援があります。新規に仲間を集めて活動をする場合も支援の対象になります。また、多くの方が利用する場所であれば、市町が伐採事業を実施する場合もあります。

Q8 仲間を集めて森づくり活動を行いたいのですが、どうやって進めればよいでしょうか。

A 本格的な森づくり活動を行うためには、作業の技術(木の伐り方や処理の仕方など)や作業を安全に行うための技術、作業を行う現場、作業道具、資金など、さまざまな準備が必要です。このため新規に始められる方は、林業体験ができるイベントやチェーンソーの講習会などへの参加、または先行して行っている団体の作業の見学やお話を聞かれることをお勧めします。



安全技術講習

Q9 作業道具の購入などに対する助成制度はありますか。

A ひろしまの森づくり事業では、活動の内容に応じた支援制度を用意しています。例えば、次のような経費に対し助成を行っています。(詳細の対象範囲などは各市町により異なります。)

○住民団体、企業活動、NPO等による里山の保全活用の取り組み
 ・森林整備活動に必要な資材購入や作業器具等の整備に要する経費
 ・森林整備作業に必要な作業小屋や作業道整備に対する経費 など

Q10 どのような森林整備活動なら、助成制度が受けられますか。

A 「ひろしまの森づくり事業」では、次の目的を達成するための森林整備に対し助成を行っています。

- (目的)
 ○景観が悪化している森林を、地域全体で景観を向上させるために行う森林整備
 ○地域住民が一体となった防災・減災のための森林整備
 ○地域の資源である森林の風景やランドマーク、森林とふれあう場所を再生し、地域の価値を高めるための森林整備
 ○緑とのふれあいの場の創出や地域の生活環境の維持を図るための森林整備
 ○地域全体で鳥獣等の隠れ場所を無くすために行う森林整備
 ○住民団体などによる里山の保全や活用を目的とした活動

Q11 自然観察会のような学習する場の提供や、木育活動を行いたいのですが、支援してもらえますか。



丸太切り体験

A 健全な森林を次世代へ残していくため、森林・林業教育や木育などの取組を多くの市町で行っています。「ひろしまの森づくり事業」では森林整備だけでなく、そのような取り組みに対しても支援を行っています。

*木育:自然への親しみや森林に対する理解の基礎を育むための活動のこと。

Q 地元には森林組合がないと思うのですが、どうしたらいいでしょうか。

森林組合には、県全体の森林組合を統括する「広島県森林組合連合会」という代表格が広島市にありますので、そちらにお住いの市町を伝えれば管轄する森林組合がどこになるか教えてもらえます。

◎お問い合わせ
 広島県森林組合連合会(広島市中区鉄砲町4番1号)
 電話番号:082-228-5111

